資料2

第１回
知的財産取引適正化ワーキンググループ

令和７年８月４日
公正取引委員会
中小企業庁
特許庁

本日の議題

○知財取引適正化に向けたこれまでの取組

○企業取引研究会報告書における御提言と今後の課題

○実態調査の実施について

知財取引適正化に向けたこれまでの取組

知財取引適正化に向けたこれまでの取組①（各ガイドライン等における整理）

【公取委】知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成28年１月改正）

技術に係る知的財産権について、独占禁止法の適用に関する考え方を包括的に明確化。

ライセンシーが開発した改良技術のライセンサーへの譲渡義務を課す場合やライセンシーがライセンスを利用する過程で取得した知識又は経験をライセンサーに報告することを義務付けることが、実質的なライセンスの義務付けに該当する場合、不公正な取引方法に該当するおそれがあることを明示。

【公取委】共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成29年６月改正）

研究開発の共同化、共同研究開発の実施に伴う取決めに対する独占禁止法の適用に関する考え方を包括的に明確化。

共同研究開発の成果の改良発明等の譲渡の強要、共同研究開発に際して開示された技術や共同研究開発の成果の二次利用の制限等について、不公正な取引方法に該当するおそれがあることを明示。

【公取委】役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針(平成29年６月改正)

情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引において、受託者に生じた知的財産権等に関して、一方的に無償や不当に低い対価で権利譲渡をさせる行為や二次利用を制限する行為について、優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを明示。

【中企庁】知的財産取引に関するガイドライン（令和６年10月改正）

知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から、知財取引の各局面において、注意すべき事項について特定の法令にかかわらず整理。「相手方が生み出した特許権等について、相手方に対し、無償による譲渡を強要したり、相当の対価を支払うことなく自社に単独帰属することを強要してはならない。」などと、あるべき知財取引の姿を明示。

知財取引適正化に向けたこれまでの取組②（各ガイドライン等における整理）

【公取委】優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成29年６月改正）

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化。

知的財産権等のその他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題になり得ることを明示。

【公取委】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（令和６年５月改正）

下請代金支払遅延等防止法の運用に当たっての留意点を明確化。

親事業者が下請事業者と知的財産権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める行為（買いたたき）や、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権等を親事業者に譲渡・許諾させる行為（不当な経済上の利益の提供要請）が本法に違反することを明示。

【公取委・厚労省】特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（令和６年５月公表）

特定受託事業者（フリーランス）に係る取引の適正化等に向け、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」等の解釈を明確化。

フリーランスとの取引において生じた知的財産権について、給付内容に含まれている場合において、その対価について、協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること（買いたたき）、また、取引当初の給付の内容に含まれないにもかかわらず、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を特定業務委託事業者に譲渡・許諾させること等（不当な経済上の利益の提供要請）について、本法に違反するおそれがあることを明示。

知財取引適正化に向けたこれまでの取組③（製造業に係る実態調査）

【公取委】製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（令和元年６月公表）

ノウハウ・知的財産権に関する事例収集を目的として、製造業者30,000社（中小企業26,300社、大企業3,700社）に書面調査。製造業者、事業者団体、有識者の合計122件にヒアリングを実施。

下記の８類型について、参考事例を報告。

実態調査で報告された参考事例の類型
秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される
営業秘密であるノウハウの開示等を強要される
ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる
無償の技術指導・試作品製造等を強要される
著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる
出願に干渉される
知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される
知財訴訟等のリスクを転嫁される

知財取引適正化に向けたこれまでの取組④（スタートアップに係る実態調査）

【公取委】スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書 （令和２年11月公表）

スタートアップの事業活動における公正かつ自由な競争を促進する観点から、製造業に限らず、幅広い業種を含めたスタートアップの取引慣行の実態を明らかにすることを目的に、スタートアップ5,593者に書面調査を実施。スタートアップ、出資者、有識者、事業者団体の合計144者にヒアリングを実施。

【公取委・経産省】スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（令和４年３月公表）

NDA(※１)、PoC（※２）契約、共同研究契約及びライセンス契約の４つの契約段階ごとに、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に基づく事例及び独占禁止法上の考え方を示すとともに、各契約段階における取引上の課題と解決方針をオープンイノベーション促進の基本的な考え方に基づき明示。出資者との出資契約についても、事例、独占禁止法・競争政策上の考え方及び取引上の課題と解決方針を明示。

【公取委】スタートアップをめぐる取引に関する調査（令和４年12月公表)

上記指針を踏まえた取引が行われているかどうかを把握することを目的に、スタートアップ5,655社、連携事業者・出資者向け11,480社に書面調査を実施。

上記指針の認識が不十分である者が認められたことから、指針の周知を更に徹底することとした。

※１　NDAはNon Disclosure Agreementの略。秘密情報を開示する際の、保秘義務および目的外使用を禁ずる義務を課す合意。
※２　PoCはProof of Conceptの略。想定している機能・性能を有しているか、顧客価値を実現できるか等、実現可能性や効果について検証すること。

企業取引研究会報告書における御提言と今後の課題

企業取引研究会での御議論・御提言

「企業取引研究会　報告書」（抜粋）（令和６年12月公表）

イ 本研究会における主要な意見

・ **知的財産・ノウハウは、企業価値を高めたいと思っている中小企業に残されている、成長の源泉である**ことから、取引の更なる適正化を求める。また、**賃上げの原資確保に資することから、製造業に限ることなく、広く実態調査を実施し、知的財産取引に関するガイドライン等に反映すべきである。**

・ 知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がないと、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。何らかの方策を用いて中小企業を守るべきである。中小企業がイノベーションを起こすことが、我が国の未来にとって重要である。

ウ 解決の方向性

知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなると考えられるため、**具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。**

前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。**今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。**

令和６年度の企業取引研究会における御提言

- **知財取引に関し、幅広い業種を対象とした実態調査を実施する必要**
- **具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要**

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2025等（抜粋）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（抜粋）　（令和７年６月閣議決定）

「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（抜粋）（令和７年６月閣議決定）

「中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、**政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。**加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。」

現状の課題

○　**現行ガイドライン（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ＧＬ）、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準）との関係**

・　知的財産権等の吸い上げなどに関して規定があるものの、以下の態様にとどまっている。

➡優越ＧＬ及び下請法運用基準の違反想定例において、類型が限定的。

➡下請法運用基準においては、情報成果物作成委託が中心であり、製造委託や修理委託を想定した規定が少ない。

○　**過去の実態調査（製造業・スタートアップに係る実態調査）との関係**

・「製造業者」や「スタートアップ事業者」以外の事業者との関係で、参照される機会が乏しい。

➡幅広い業種の実態調査の必要性

過去の実態調査で報告された参考事例の類型	運用基準	優越ＧＬ
秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される	-	-
営業秘密であるノウハウの開示等を強要される	記載あり	記載あり
ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる	記載あり	-
無償の技術指導・試作品製造等を強要される	-	-
著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる	-	-
出願に干渉される	-	-
知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される	-	-
知財訴訟等のリスクを転嫁される	-	記載あり
二次利用の制限	-	-

【参考】優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方における整理

○　**優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ＧＬ）**

第４の２（３）その他経済上の利益の提供の要請

ア　協賛金等の負担の要請や従業員等の派遣の要請以外であっても、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない、金型（木型その他金型に類するものを含む。以下同じ。）等の設計図面、特許権等の知的財産権、従業員等の派遣以外の役務提供その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

＜想定例＞

① 取引に伴い、取引の相手方に著作権、特許権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡させること。

② 発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、金型の設計図面を無償で提供させること。

③（略）

④ 自己が支給した部品・原材料の不具合，自己が行った設計の不備等自己に責任があるにもかかわらず，最終ユーザーからクレームがあった際，自己は一切責任を負わず，取引の相手方に最終ユーザーに対する損害賠償を含むクレーム対応を無償ですべて行わせること。

【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）における整理（※意見公募実施中）

○　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）

第３　委託事業者の明示の義務

１　明示すべき事項

⑶　また、主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、情報成果物に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者は、情報成果物を作成させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「中小受託事業者の給付の内容」とすることがある。この場合は、委託事業者は、「中小受託事業者の給付の内容」の一部として、中小受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示する必要がある。

第４　委託事業者の禁止行為

５　買いたたき

⑵ク　給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い製造委託等代金の額を定めること。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

５-13　その他の買いたたき

⑵委託事業者は、制作を委託した放送番組について、中小受託事業者が有する著作権を委託事業者に譲渡させることとしたが、その代金は製造委託等代金に含まれているとして、中小受託事業者と著作権の対価に係る十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

７　不当な経済上の利益の提供要請

⑸情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第５条第２項第２号に該当する。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

７－４　設計図等の無償譲渡要請

⑴委託事業者は、中小受託事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、中小受託事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、中小受託事業者が作成した図面、加工データ等を、対価を支払わず、提出させた。

⑵委託事業者は、建設機械部品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、委託内容にない金型等設計図面等を無償で譲渡させた。

7-10 知的財産権の無償譲渡の要請

委託事業者は、テレビ番組の制作を委託している中小受託事業者との契約により、中小受託事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。

予備調査（ヒアリング等）において把握された課題

企業取引研究会報告書での御提言を踏まえ予備調査を実施

・製造業に係る実態調査（令和元年６月公表）で報告されたようなノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等は、業種を問わず、問題となり得る。

・事業者において、知的財産権のほか、権利化されていないノウハウ等についても、取引の対象となり得ることが認識されていない場合がある。

予備調査（ヒアリング）における指摘　　**（令和７年４月～６月）**

・　**当社の成果物の知的財産権が、取引先に当然帰属する条項になっている。**当社で作成した成果物を、必要部分のみ抜き出して利用されるといったケースもある。知的財産を利用したら、それにお金を払う、ということが常識になってほしい。（デザイン制作）

・　取引先としては、**知的財産権も買い取っているというスタンスであり、（その分を対価に反映して）価格を上げると、ほかの企業に受注されてしまう**という懸念がある。（金属加工）

・　**知的財産権については、契約上、「全て発注者に帰属する」といった形で定められることがほとんどである。**キャラクターの制作に際し、**２次利用のロイヤリティを支払われたことはない。**（イラスト制作）

・　ＱＣ（Quality Control）工程表を発注者から共有するよう求められることがある。委託を受けた作業について、**品質管理に係る点検に至るまでの作業工程を発注者によって内製化されてしまった**ことがあった。（金属加工）

・　**知的財産とは、権利化されたものだけだと思っている事業者も多く、ノウハウ等も含め知的財産を広く捉えてもらえるようにする必要**がある。（相談支援機関）

実態調査の実施について

実態調査の概要

・知的財産権のみならず、ノウハウ・データに係る取引の実態の現況について、幅広い業種の実態調査を実施予定。
→実態調査やヒアリング結果を踏まえ、業種横断的に生じているノウハウ・知的財産権の問題事例を把握し、**具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範について検討。**

調査対象業種	製造業（令和元年調査対象）に限らず、幅広い業種を対象
調査方法	オンライン調査
調査項目	「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」（令和元年６月）で報告された事例を中心とするノウハウ・知的財産権の問題事例やその背景となる意識調査。 【調査項目】 ・秘密保持条項・目的外使用禁止条項無しで又はこれらの条項について不利な条件で取引を強要された事例 ・ノウハウの開示等を強要された事例 ・ノウハウ・知的財産権を買いたたかれる事例 ・無償で技術検証・技術指導又は試作品製造等をさせられた事例 ・共同研究開発等、共同事業の名目で不利な条件での契約の締結等を強いられた事例 ・出願に干渉された事例 ・ノウハウ・知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要された事例 ・知財訴訟等のリスクを転嫁された事例 ・取引先への産業データの提供を強いられた事例 等

【参考】製造業に係る実態調査で報告された事例（抜粋・要約） ①

【秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される 】

○　何度求めても絶対に秘密保持契約等を締結してもらえず、秘密保持契約等が無い状態での取引を強いられる。（金属製品製造業）

○　自社は、取引先の秘密を厳格に守る必要がある一方、取引先は、自社から開示した技術を無償で様々なビジネスに利用できるという片務的な契約の締結を強いられる。（業務用機械器具製造業）

（秘密としている技術資料等を開示させられる）

○　小売業者からプライベート・ブランド商品（食料品）の生産を受託したところ、改良の参考にしたいという理由で、自社のナショナル・ブランド商品のレシピを開示させられる。（食料品製造業）

○　自社で製造している特殊な生地に関して、製造を再現できてしまうほどの技術情報（ノウハウ）を無償で開示させられる。（繊維工業）

○　不具合が生じているわけでもないのに、取引先に対して、ノウハウの塊である制御アプリケーションのソースコードを無償で開示させられる。（電気機械器具製造業）

○　取引先の防衛的な特許出願に付き合わされる形で、十分な協議もできないまま、意に反して、秘匿しておきたかった営業秘密を共同出願させられ、公開情報にされる。（化学工業）

（一方的な工場見学や工場内撮影を強要される）

○　取引先が必要と判断した場合には、具体的な必要性がない場合であっても、自社にとって素性が分からない人物（取引先の顧客や取引先が指定する者）も含めた全面的な工場見学に応じることを強いられる。（金属製品製造業）

【参考】製造業に係る実態調査で報告された事例（抜粋・要約） ②

【無償の技術指導・試作品製造等を強要される】

（競合他社に熟練工の特殊技術を無償で供与させられる ）

○　転注先の海外メーカーが図面どおりに製造できなかったという理由で、当該海外メーカーの工員に対して、自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる。（生産用機械器具製造業）

（継続取引の中での無償の試作品製造（実験等）を要請される）

○　継続的に取引している取引先から、発注とは別に、先方が提示する技術的な課題を研究するよう一方的に指示され、取引を継続するために、全額自己負担で取引先のために試作品の製造や実験等を繰り返しさせられる。（輸送用機械器具製造業）

【著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる 】

○　ほとんど自社の技術を用いて行う名ばかりの共同研究開発であるにもかかわらず、その成果である新技術は、発明の寄与度に関係なく、全て取引先にのみ無償で帰属するという取引先作成の雛形で契約させられ、新技術を奪われる。（ゴム製品製造業）

【出願に干渉される】

（出願内容の報告・修正を強いられる）

○　取引とは直接関係のない、自社だけで生み出した発明等を出願する場合でも、取引先に事前に出願内容を報告し、修正指示があれば、見返りなしで応じることを余儀なくされる。（その他の製造業）

（単独発明であっても、取引先と共同出願にさせられる）

○　新しい発明を出願する場合には、取引先が一切関与していない場合でも、必ず共同出願にしなければならないという取引条件を一方的に受け入れさせられる。（生産用機械器具製造業）

【参考】製造業に係る実態調査で報告された事例（抜粋・要約） ③

【知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される】

（知的財産権の無償譲渡等を強要される ）

○　取引先に特許権の持分の２分の１を無償譲渡させられた上、自社から第三者への実施許諾時にのみ取引先の承諾を得なければならないという契約まで締結させられる。（化学工業）

（知的財産権の無償ライセンス等を強要される ）

○　取引の過程において自社単独で生み出した知的財産権を、全て取引先に無償でライセンスするという取引条件を受け入れさせられる。（プラスチック製品製造業）

○　複数のサプライヤーから調達したいという取引先の希望で、意に反して、自社のノウハウを競合相手に僅かな対価でライセンスさせられる。（パルプ・紙・紙加工品製造業）

（最恵待遇でのライセンスを一方的に義務付けられる ）

○　取引先のみに都合がよい契約書を押し付けられ、その取引先に対して常に最恵待遇でライセンスする義務を一方的に負わされる。（金属製品製造業）

【知財訴訟等のリスクを転嫁される】

○　取引先の指示に従って加工するだけの取引であるにもかかわらず、納品した製品に関して知的財産訴訟等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方的に設定される。（金属製品製造業）

○　取引先が設計して自社に製造委託した製品であるにもかかわらず、知的財産上の係争等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方的に設定される。（情報通信機械器具製造業）

【参考】スタートアップ係る指針で報告された事例（抜粋・要約） ①

【 NDAに係る問題について】

（営業秘密の開示）

○　NDAを交わさないままプログラムのソースコード等を開示させられ、取引先が自社のソースコードを使った類似サービスの提供を発表した。

○　ウェブサービスのノウハウそのものであるソースコードを全て提供するのは無理だと伝えたが、連携事業者から、ソースコードを全て提供しないのであれば、今後の取引に影響を与えるなどと示唆されたため、NDAを締結しないままソースコードを全て提供させられた。

（片務的なNDA等の締結）

○　自社は、取引先と事業を共同で進めていくに当たり、それぞれの事業活動にとって重要な秘密情報を相互に交換し合う必要があったが、NDAにおいて、取引先は営業秘密を一切開示せず、自社だけが営業秘密を開示することとさせられた。

【 PoC（技術検証）契約に係る問題について】

（無償作業等）

○　取引先から、見積りよりも追加作業が発生するPoCを求められ、PoC後に必ず契約すると口約束されていたために実施したが、追加作業について報酬が支払われず、契約もしてもらえなかった。

○　試験的なAIシステムを開発するPoC契約を結んだ際に、取引先から、製品を検証するためには、試験後の正式なシステムで動作確認を行う必要があると言われ、正式なシステムの開発作業を無償でさせられた。

【参考】スタートアップ係る指針で報告された事例（抜粋・要約）②

【共同研究契約に係る問題について】

（知的財産権の一方的帰属）

○　PoCや共同研究に入る段階で、連携事業者から契約書のひな形を押し付けられる形で契約書を交わしたが、その契約書においては、PoCや共同研究の成果物の権利が一方的に連携事業者に帰属することとなっていた。

○　共同研究で、連携事業者から、知的財産権の無償提供に応じさせられた。

（名ばかりの共同研究）

○　プログラムの開発自体は自社で全て行うが、取引先から、共同研究によって取得した特許は全てと取引先に帰属するといった一方的な内容の契約書を受け入れさせられた。

（成果物利用の制限）

○　自社が事業連携の経験を活かして改善したAIは、自社が独自に開発し、取引先の重要な情報は入っていないにもかかわらず、自社は、その取引先により、そのAIを他社に販売しないよう制限された。

【ライセンス契約に係る問題について】

（ライセンスの無償提供）

○　取引先に対し、自社の技術をライセンスして製品を販売してもらうこととしたところ、取引先から、ライセンス料を無償にさせられた。

（特許出願の制限）

○　受託したソフトウェア開発の過程で自社が独自に開発したノウハウや技術について、取引先から、一切の特許取得を禁じるという条項が付された契約の締結を求められ、契約させられた。

○　共同研究ではない研究で自社が開発した新たな技術について、取引先から、一方的に、共同出願を含めてその技術の権利の帰属を協議することとされ、契約の中に単独出願による特許取得を禁止する条項を入れられた。

【参考】スタートアップ係る指針で報告された事例（抜粋・要約） ③

【その他（契約全体等）に係る問題について】

（顧客情報の提供）

○　取引先から顧客情報の提供を求められ、提供せざるを得なかった。その結果、取引先は、自社の顧客に対して自社製品と競合する製品を販売するようになった。

○　取引先との協業において、営業秘密である販売先の情報を提供させられたが、取引先は、情報を一切開示しなかった。

（報酬の減額・支払遅延）

○　共同研究契約において、約束した金額を数年にわたって受け取ることとなっていたにもかかわらず、契約期間中に、正当な理由なく、一方的に報酬を減額された。

（損害賠償責任の一方的負担）

○　取引先との取引金額を上限とした責任を要望していたが、交渉上の立場が弱いため、自社が全てのリスクを負うような契約を受け入れさせられた。